

埼玉県 居住支援協議会セミナー

主催 埼玉県住まい安心支援ネットワーク
共催 埼玉県

埼玉県では、高齢者を含む住宅確保要配慮者* に対する居住支援の充実を図るため、平成23年1月に設立した県内自治体及び不動産関係団体等からなる居住支援協議会「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」において、住宅セーフティネットの強化に資する事業に取り組んでいます。

この事業の一環として、不動産事業者や支援団体などを対象とした住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居支援をテーマとしたセミナーを埼玉県と共同で開催します。

【開催日時】 平成27年8月27日（木） 14:00～16:30
※受付開始13:30

【会場】 埼玉県県民健康センター 大ホール
(さいたま市浦和区仲町3-5-1)

【定員】 350名（先着順）※定員になり次第締切となります。

【申込方法】 裏面の「申込書」に必要事項を記入のうえ事務局へお申込みください。 ※申込締切8/13(木)まで



セミナー内容・講師(予定)

(1)住宅セーフティネットの取組について

講師/国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 清田豊貴 氏

(2)埼玉県内における住宅確保要配慮者の状況と入居支援サービスについて

講師/ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部長 高月義博 氏

(3)住宅ソーシャルワーカー事業における入居支援事例について

講師/公益社団法人 埼玉県社会福祉士会

さいたま市生活保護居宅移行地域生活復帰定着支援事業 地区責任者 社会福祉士 中村裕治 氏

(4)彩の国あんしんセーフティネット事業について

講師/社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部 主幹 熊井 英朗 氏

(5)外国人の入居支援について

講師/埼玉県県民生活部国際課 主事 松浦佳菜 氏

<お問い合わせ先>

埼玉県住まい安心支援ネットワーク事務局

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10
(埼玉県住宅供給公社内)

電話 048-829-2865 / FAX 048-824-3786

Email sas-network@saijk.or.jp

※住宅確保要配慮者とは

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に定義された低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々のこと

埼玉県居住支援協議会セミナー 申込用紙

申込締切：平成27年8月13日（木）

（申込先）埼玉県住まい安心支援ネットワーク事務局

メール：sas-network@saijk.or.jp / F A X : 0 4 8 - 8 2 4 - 3 7 8 6

下記に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお送りください。

団体・法人名			
ご住所	〒		
申込代表者お名前		参加希望人数 (申込者本人含む)	名
ご連絡先(電話番号)	—	—	

※申込書に記載の個人情報については、本セミナーの目的以外には使用いたしません。
※参加者が定員(350名)となりご参加いただけない場合は事務局よりご連絡します。
※参加人数の変更や申込キャンセルが生じた場合は、8/17までに事務局(048-829-2865)にご連絡ください。

会場のご案内



「埼玉県県民健康センター」

- JR浦和駅から徒歩15分
- JR中浦和駅から徒歩20分

※お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

埼玉県住まい安心支援ネットワークとは？

埼玉県では、住宅セーフティネット法第10条の規定に基づき、平成23年1月に事業者団体や居住支援団体、地方公共団体など24団体が参加した「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」を設立しました。

埼玉県住まい安心支援ネットワークでは、住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの構築に向け、賃貸人と賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援する「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」の普及促進や、住宅確保要配慮者の円滑な入居促進の検討に取り組んでいます。

詳しくはホームページを御覧ください。URL <http://www.sasn.jp/>